

合同会社アンバー「非常時対応マニュアル」

万一の事態に備え、非常時の対応方法を下記の通り定める。

1. 対象

BCP (Business Continuity Plan) の対象は、自然災害、大火災、テロ攻撃など多岐にわたる。ただこの中で、考え得る発生頻度や損害の大きさを考え、「外部侵入者」「地震」2点について、損害を最小限にとどめ、事業の継続・早期復旧を可能とするための平常時に行うべき活動や緊急時における方法、手段などを取り決める。

2. 外部侵入者への対策

2001年6月の大阪教育大学附属池田小学校事件は学校のみならず、福祉事業所関係者にも大きな衝撃を与えた。その後、学校では保護者を含め、部外者の立ち入りを規制するなどの措置が取られた。ただ、当事業所の場合保護者や新規の問い合わせ者の立入を規制することは不可能である。これらを踏まえ、次の通りの対策を講じることとする。

(1) 平常時の活動

- ①外部からの立入者については、当事業所の関係者（新規問い合わせを含め）なのか、あるいは悪意を持った第三者なのかを見極めることが肝要である。また、新しいスタッフの場合、そもそも保護者の顔と名前が一致していないケースも十分考えられる。
- ②従って、新しいスタッフのみで現場に勤務することを行わない。玄関の鍵を必ず閉め、インターホンで顔を（顔がわからない場合は名前を確認する）確認してから鍵を開けるようにする。どの時間帯に保護者や、新規問い合わせ者が来るか出勤時に全スタッフに共有を行う。

(2) 緊急時の対応

- ①悪意を持った者が凶器を持って侵入した場合、まずは子供達をできる限り、侵入者と距離を置くように誘導し、窓から避難させる。
- ②現場にいるスタッフは、机等を持って侵入者に対応する。
- ③緊急時の備え武器（鉄棒・刃物）などは、万一の事故を起こさないために当事業所では常備しない。これらは、緊急時においても使い方が難しく考えられるので、侵入者との距離を確保するために、すべて机等で対応することにする。
- ④事件発生中もしくは事件発生後、直ちに警察に連絡する。万一、負傷者がいた場合は救急車の出動を要請する。

3. 地震・津波への対策

(1) 平常時の活動

- ①万一の場合、生徒の保護者との連絡ができるように、連絡先を収集しておく。
- ②地震発生中、緊急の場合はマットの下に潜るなど生徒と自身の身の安全を守り、建物内が危険と判断した場合は、近くの公園等に避難する。いつでも避難できるように、避難経路に障害物が無い状態を保つ。
- ③火災発生の場合に備えて消火器の設置場所を確認し、避難経路に障害物が無い状態を保つ。
- ④津波警報発令の際には、ビル屋上、または最上階に避難するように徹底しておく。
- ⑤物の転倒などが起こらないように、運動スペース内に転倒しやすい物や、落下の可能性がある物を置かないようにする。

(2) 緊急時の対応

- ①大きな地震が発生したときはマットの下に生徒を潜らせる。
- ②建物内が危険と判断した場合は、近くの公園かまちづくり活動プラザに誘導する。
- ③その後、津波警報等が発令された場合は、ビルの屋上または最上階に避難する。
- ④保護者と連絡が繋がらない時は責任をもって自宅に送り届ける。

<避難場所>

アンバー新浦安 / まちづくり活動プラザ
アンバースポーツ / 東海大浦安高等学校

以 上